

## 第一牧志公設市場グリーストラップ及び污水排水管清掃業務仕様書

本仕様書は、那覇市が発注する「第一牧志公設市場グリーストラップ及び污水排水管清掃業務」の仕様について定めたものである。

- 1 委託期間 : 契約締結日から令和5年9月30日まで
- 2 対象施設 : 第一牧志公設市場 ※新市場 (所在地: 那覇市松尾2-10-1)
- 3 業務内容 : グリーストラップ17箇所 (図面①参照)、  
: 排水管清掃274mの清掃 (図面②参照)、  
: 排水側溝346m、污水排水管口54箇所の清掃、(図面③及び④参照)、  
: 発生廃棄物 (グリーストラップ汚泥 2800kg ; R4年度実績) 収集運搬
- 4 受託者は、当該業務を行う際、担当職員と十分調整を行い、市場業者及び委託者の業務、近隣店舗の営業に支障をきたさないこと。
- 5 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の許可を受けた者であること。
- 6 受託者は、業務で発生するグリーストラップ汚泥等の廃棄物の処理業務の遂行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守すること。
- 7 受託者は廃棄物の数量を把握し、廃棄物管理票に明記すること。
- 8 受託者が廃棄物を回収する場合は、係員にその旨を連絡し、立会いのうえ搬出すること。
- 9 受託者は発生する廃棄物を収集し、許可された車両で所定の処分事業場まで適正に運搬すること。
- 10 受託者は、沖縄県知事から行政処分を受けていないこと。
- 11 廃棄物の種類、排出量については、(別紙) 廃棄物リストを確認すること。廃棄物リストの品目や重量については、目安であるため、実際の品目や重量とは異なることに留意すること。
- 12 業務の実施にあたっては、受託者は諸法令・法規を遵守し事故の防止に万全の注意を払うこと。

- 13 廃棄物の収集運搬業務の際「道路占有許可」「道路使用許可」が必要な場合は、受託者で申請すること。収集運搬車両は、委託業務実施中であっても、他の車両等の通行を妨害する場所に駐車してはならない。
- 14 廃棄物の積込作業は迅速に行い、建物の損傷及び騒音等に留意すること。
- 15 廃棄物の運搬中においては、廃棄物の飛散を防止すること。
- 16 受託者は、賠償責任保険等適切な保険に加入し、万一、次の各項の事故が生じたときは、受託者の責任において処理すること。
  - (1) 第三者、来訪者、委託者の職員及びその関係者、受託者の作業員の人身事故。
  - (2) 作業車両等によるすべての車両事故。
  - (3) 履行場所の敷地内通路の縁石、植栽及び建物とこれに付随する設備に損害を与える事故。
  - (4) その他、受託者の管理責任に帰する事故。
- 17 業務終了後はマニフェストを提出すること。
- 18 「那覇市環境方針」の趣旨に則り、燃料の使用削減等車両の適正運行を図ることで環境への配慮を推進するため、次の(1)～(7)に十分留意した上で収集運搬業務にあたること。
  - (1) 空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキを止め、適切な車間距離をとること。
  - (2) 経済速度で走行すること。
  - (3) 無駄な荷物は積まないこと。
  - (4) タイヤの空気圧を適正にすること。
  - (5) アイドリングストップを実施すること。
  - (6) 排出ガス等を抑制するために適正な車両整備に努めること。
  - (7) 効率的なコースを運行するよう努めること。
- 19 本仕様書に疑義がある事項は、委託者の指示を受け対処するものとする。

(別紙)

○廃棄物リスト

- ・種類： 動植物油（グリーストラップ汚泥）
- ・排出量： 2800kg（R4年度実績）